

事務事業チェックシート

事務事業No 360 事業名 不妊対策事業（不妊相談、不妊治療に対する助成）

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	7	健康で元気に暮らせる環境づくり
施策	1	健康づくりの推進
取組方針	3	母子保健事業の充実

事業種別	継続		
事業期間	永年		
事業実施の根拠法令	和歌山市特定不妊治療費の助成に関する規則、和歌山市一般不妊治療等の助成に関する規則		
関連個別計画			
担当課・担当課長・Tel	地域保健課	松浦 英夫	488-5120
関連課			

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		衛生費	
	項		保健衛生費	
	目		母子衛生費	
	大事業		母子衛生事業	
中事業		不妊治療対策事業		

1 事業内容

事業目的	「誰・何」をどういう状態にするための事業か 不妊症や不育症に悩む夫婦に対し、経済的負担が原因で治療が受けられず、子どもを持つことをあきらめることが無いよう、費用を一部助成することにより、不妊治療及び不育治療を受けやすい環境づくりに資することを目的とする。 また、医師及び保健師による不妊相談を実施することにより、検査や治療に関する情報提供を行うとともに、不妊症患者の心理的負担の軽減を図る。		全体事業概要 ○特定不妊治療費助成 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及顕微授精）に要した費用について、1回の治療につき、A・B・D・Eの治療を受けた場合最大25万円（初回の申請に限っては最大30万円）、C・Fの治療を受けた場合最大7万5千円、特定不妊治療のうち精子を採取する手術（Cの治療を除く）に対し最大15万円、初回助成における治療開始日の妻の年齢が、40歳未満は43歳になるまで通算6回（年間制限なし）、40歳以上は43歳になるまで通算3回（年間制限なし）まで。 ○一般不妊治療費等助成 配偶者間の特定不妊治療以外の不妊治療及び不育症治療に要する費用について、1年度あたり最大3万円、連続する2年間を限度に助成する。 ○不妊相談				
	事業内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療費の助成</li> <li>一般不妊治療費及び不育症治療費の助成</li> <li>不妊相談</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療費の助成</li> <li>一般不妊治療費及び不育症治療費の助成</li> <li>不妊相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療費の助成</li> <li>一般不妊治療費及び不育症治療費の助成</li> <li>不妊相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療費の助成</li> <li>一般不妊治療費及び不育症治療費の助成</li> <li>不妊相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療費の助成</li> <li>一般不妊治療費及び不育症治療費の助成</li> <li>不妊相談</li> </ul>		

2 事業コスト

事業費等（千円）	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	73,811	53,230	79,036	75,102	80,156	83,241	93,220	93,220	93,220	
伸び率 (%)	-	-	7.1%	41.1%	1.4%	10.8%	16.3%	▲100.0%	0.0%	-
人件費	正規職員	7,231	7,163	7,003	6,440	6,717	6,907	7,282		
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0		
	小計	7,231	7,163	7,003	6,440	6,717	6,907	7,282		
国庫支出金	32,600	23,139	30,538	28,573	31,888	36,163	36,170		36,170	
県支出金	4,305	3,475	3,630	3,543	3,840	3,252	3,840		3,840	
市債										
その他										
一般財源（税等）	36,906	26,616	44,868	42,986	44,428	43,826	53,210		53,210	
所要人数（人）	正規職員	0.97	0.94	0.94	0.81	0.85	0.87	0.91		
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0			
主な予算内訳	報償金201千円、特定不妊治療助成費85,200千円、一般不妊治療助成費7,680千円 等									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	達成度 (%)				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
相談件数	件	目標値					
		実績値	636	374	338		
		達成度 (%)					
特定不妊治療申請件数	件	目標値	509	353	347	400	400
		実績値	346	343	353		
		達成度 (%)	68.0%	97.2%	101.7%		
一般不妊治療申請件数	件	目標値	287	242	256	256	256
		実績値	241	250	225		
		達成度 (%)	84.0%	103.3%	87.9%		

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい		減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要		見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能		市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む		緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない		できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)		達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	特定不妊治療に対し、国の制度改正に伴い、平成28年度から対象範囲の一部改正や助成額の拡充を実施したことで、徐々にニーズが高まっており事業を継続することが妥当と思われる。
見直し・改善内容	平成30年度より、マイナンバー法の施行に伴い、申請に必要な添付書類の一部を省略し、制度利用者の利便性を高める。